

事務連絡
令和3年11月26日

各都道府県

財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

令和3年度補正予算（第1号）案の閣議決定に伴う
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、

- ・「本対策の柱の第一は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止である。感染が再拡大するのではないか、十分な医療は提供されるのか。こうした国民の皆様の不安に応えるため、「全体像」に基づき、ワクチン、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れをさらに強化する。このため、今後、感染力が2倍になった場合にも対応可能な医療提供体制の確保、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を進める。あわせて、来年春までの見通しが持てるよう、人流抑制等の影響を受ける方々の事業や生活・暮らし、とりわけ、非正規、子育て世帯などお困りの方々の状況に寄り添い、その支援に万全を期すとともに、供給制約や資源価格高騰等の景気下振れリスクにも適切に対応する。その際、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の枠組みを活用し、地方の実情に合わせた取組を支援する。」
- ・「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を措置し、都道府県等が、地域の実情に応じて、必要な感染防止策等の事業を実施できるようにする。」
- ・「時短要請等に応じた飲食店等に対して都道府県が支払う協力金への、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の協力要請推進枠による財政支援について、緊急事態措置区域等における第三者認証店等に求める時短要請等の在り方の変更にあわせた支給額等の見直しを行う。」

とされたことを踏まえ、本日閣議決定された令和3年度補正予算（第1号）案において、6.8兆円が追加計上されました。

今般の拡充の概要は別添のとおりです。制度要綱等の制度の詳細及び各団体の交付限度額については、補正予算成立後に別途通知する予定です。

なお、臨時交付金の活用にあたっての留意点について、「令和2年度第3次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和3年2月2日付事務連絡）でお知らせしているとおり、臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として、経済対策に基づき、地方公共団体が、地域の実情に応じ、真に必要な事業

に絞り、効果的・効率的、かつ、きめ細やかに実施する事業を対象とすることとし、個々の事業の経済対策との関係の詳細については、事業を実施する各地方公共団体において説明責任を果たしていただくよう、引き続きよろしく申し上げます。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようお願いいたします。

(照会先)

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中山・上坂・須田・大矢・福田

直通 03 (5501) 1752